



荒川区立南千住第二中学校

P T A規約

南千住第二中学校 P T A 規約

第一章 名 称

第 1 条 本会は荒川区立南千住第二中学校 P T A と称し、事務所を南千住第二中学校に置く。

第二章 目 的

第 2 条 本会の目的は次のとおりとする。

- (1) 保護者と教職員が緊密な協力することにより、学校、家庭および社会における生徒の心身の健全な発達を図る。
- (2) 教育に対する理解を深めるため、会員相互の啓発を盛んにし、親睦を図る。
- (3) 学校の教育的環境の整備を図り、家庭教育の研究と向上に努める。
- (4) 地域環境の改善ならびに地域社会における連帯感と市民性を育てる。

第三章 方 針

第 3 条 本会の方針は、次のとおりとする。

- (1) 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。
- (2) 本会は特定の政党や宗教に偏ることなく、また、本会の本来の事業以外の活動を目的とする団体およびその事業には、いかなる関係をももたない。
- (3) 本会は直接に学校の管理や人事に干渉しない。
- (4) 本会は青少年の教育ならびに健全育成のために活動し、他の社会団体および機関にも協力する。

第四章 事 業

第 4 条 本会は第二条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校教育に対する理解と協力を図る。
- (2) 学校と家庭との連帯を密にする。
- (3) 校外生活指導を充実する。
- (4) 成人教育を推進する。
- (5) 地域社会における連帯感と市民性を育てる。
- (6) 会員相互の親睦を図る。
- (7) その他本会の目的達成に必要なこと。

第五章 会 員

第 5 条 本会の会員は、本校在生徒の保護者、またはこれに代わる者および本校教職員とする。

第六章 会 計

第 6 条 本会の経費は、会費・事業収入をもってこれに充てる。

第 7 条 本会の会費は、総会において決定した額とする。(年額上限 5, 4 0 0 円)
年度途中で会員の転出入があった場合は、転出入月を含む月額換算とする。

第 8 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第七章 役員および会計監査

第 9 条 本会は、次の役員および会計監査を置く。

- (1) 会 長 1 名 (保護者)
- (2) 副会長 3 名 (保護者 2、副校長)
- (3) 書 記 3 名 (保護者 2、教職員 1)
- (4) 会 計 3 名 (保護者 2、教職員 1)

(5) 会計監査 3名(保護者2、教職員1)

※ 役員および会計監査については、必要に応じて増減できるものとする。

第10条 役員および会計監査の選出ならびに就任は次のとおりとする。

- (1) 役員および会計監査の任期は1ヵ年(4月1日より3月31日)とするが再選を妨げない。
- (2) 役員は他の役員・会計監査の兼任は認められない。
- (3) 役員および会計監査の選出の方法は別に定められた規定による。
- (4) 役員および会計監査は3月総会の承認を経て4月より就任する。

第11条 役員および会計監査の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を統括し、総会、役員会および実行委員会等を召集する。
なお、各委員会より選出された正副委員長を認証し、役員選出委員会を除く各委員会の必要に応じて出席することができる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理とする。
- (3) 書記は総会および実行委員会の議事を記録し、本会の庶務を処理する。
- (4) 会計は本会に必要な収支の予算を立案し、会計事務を処理し、会計監査の監査を経て、5月総会において決算報告する。
- (5) 会計監査は会計の状況を監査し、5月総会において報告する。

第12条 この回に会長の推薦によって顧問を置くことができる。

第八章 常任委員

第13条 各学年は毎年4月に、文化委員(クラス数×2程度)、広報委員・学年委員(クラス数程度)を選出し、常任委員会を構成する。なお、これとは別に3学年は卒業対策委員も選出する。

第14条 学年委員会を除く各委員会は委員長、副委員長を互選により選出する。

第九章 総会および委員会

第15条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第16条 総会は次のとおりとする。

- (1) 毎年3月と5月に定期総会を開催する。
総会の形式は原則として対面による開催とするが、会員へ周知した上で書面または電磁的記録での議決権行使により行えるものとする。
- (2) 3月総会は翌年度の役員、会計監査の承認を得る。
- (3) 5月総会は前年度会計決算報告と新年度の予算審議および会費の決定を行い、承認を得る。
- (4) 常任委員会が必要と認めた場合または全会員の十分の一以上の要求があった場合には、会長は臨時に総会を開くことができる。
- (5) 総会の定足数は全会員の五分之一とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
出席者には書面または電磁的記録による議決権行使も含める。
なお、未回答や白票は会長に委任したものとして賛成票に加えることとする。

第17条 常任委員会は次のとおりとする。

文化、広報、学年、卒業対策の各委員会をおき、本会の目的達成のための事業を計画し、実行委員会の審議を経て、これを遂行する。

特に必要あるときは特別委員会を設けることができる。

第18条 実行委員会は役員、文化・広報委員会正副委員長および学年委員によって構成し、事業計画の審議、総会準備、事業運営等にあたる。また、卒業対策正副委員長は、年度初め・年度末の実行委員会に参加するものとする。

第十章 個人情報取扱方法

第19条 この個人情報取り扱い方法は、本来PTAが保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第20条 本PTAは個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第21条 個人情報取り扱いの方法は、PTA規約にて会員に周知する。

第 22 条 前条の個人情報とは、「個人情報取扱同意書」などにより、会長に提出された次の事項を記したものとする。

例) 氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

第 23 条 委員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目またはすべての項目について同意を取り消すことができる。

この申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を破棄、または削除しなければならない。ただし、委員会名簿としてすでに委員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることとこれに替える。

第 24 条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 文書の送付等
- (2) 常任委員名簿作成

第 25 条 個人情報は会長または会長が指定する役員が適正に管理する。

不要となった個人情報は会長立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第 26 条 個人情報は次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提出しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(下線部分は「個人情報の保護に関する法律」第 27 条に規定されています)

第 27 条 規約の改正は、総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければならない。

出席者には書面または電磁的記録による議決権行使も含める。

付則

- (1) 本規約は平成元年 11 月 7 日から施工する。
- (2) 平成 5 年 3 月 1 日 一部改正
- (3) 平成 10 年 3 月 9 日 一部改正
- (4) 平成 19 年 3 月 8 日 一部改正
- (5) 平成 20 年 3 月 6 日 一部改正
- (6) 平成 25 年 3 月 9 日 一部改正
- (7) 平成 29 年 4 月 1 日から一部施行する
- (8) 平成 31 年 4 月 1 日から一部施行する
- (9) 令和 2 年 3 月一部改正、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- (10) 令和 4 年 5 月一部改正
- (11) 令和 7 年 3 月一部改正、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

南千住第二中学校 P T A 役員および会計監査選出規定

(本規約第七章第 10 条の項による)

第 1 条 役員および会計監査の選出については、この規定の定めるところによる。

第 2 条 役員および会計監査の候補者を選出するため、選出委員会をもうける。

第 3 条 選出委員会は次の委員によって構成し、委員長・副委員長を互選により選出する。

- (1) 学年委員
- (2) 現役員から若干名
- (3) 学校側は副会長(副校長)

第 4 条 選出委員会は各役員および会計監査の候補者を慎重に選出する。

第 5 条 選出委員会は選出した役員および会計監査候補者の氏名を 3 月総会の前日までに全会員に通知する。

第 6 条 選出委員会は、3 月総会において承認されたら解散する。

第 7 条 この規定の改正は実行委員会の承認を経なければならない。

第 8 条 この規定の改正があったときには総会に報告するものとする。

付則

- (1) 本規定は平成元年 11 月 7 日より施行する。
- (2) 平成 5 年 3 月 1 日 一部改正
- (3) 平成 19 年 3 月 8 日 一部改正
- (4) 平成 20 年 3 月 6 日 一部改正
- (5) 平成 28 年 9 月 17 日 一部改正
- (6) 令和 7 年 3 月一部改正、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

南千住第二中学校 P T A 規則運営内規

総則

第1条 この規定は南千住第二中学校 P T A 規約に則り必要な事項を内規として定め、円滑な P T A 活動の運営に資することを目的とする。

第2条 この規定の改正は実行委員会の承認を経なければならない。

第3条 この規定に変更があったときは総会に報告するものとする。

(慶弔見舞い)

第4条 生徒、会員が次の各項に該当するときは慶弔見舞金をおくるものとする。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 生徒および会員が死亡した場合 | 5, 0 0 0 円と生花 |
| (2) 会員が火災等不慮の災害にあった場合 | 5, 0 0 0 円 |
| (3) 教職員が結婚、出産した場合 | 5, 0 0 0 円 |

第5条 職員が転退職したとき、役員および会計監査、実行委員が退任したときは記念品を贈るものとする。

第6条 この規定に定めのない重要事項については役員会の決定により措置するものとする。

第7条 この会に、特に功労のあったものに対しては、必要に応じて実行委員会の決議により措置するものとする。

付則

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) この規定は平成元年 11 月 7 日から施行する。 | |
| (2) 周年積立金を毎年残すこと。 | |
| (3) 平成 5 年 1 月 23 日 | 一部改正 |
| (4) 平成 6 年 9 月 17 日 | 一部改正 |
| (5) 平成 8 年 4 月 20 日 | 一部改正 |
| (6) 平成 12 年 3 月 9 日 | 一部改正 |
| (7) 平成 20 年 3 月 6 日 | 一部改正 |
| (8) 平成 23 年 3 月 26 日 | 一部改正 |
| (9) 平成 25 年 3 月 9 日 | 一部改正 |

P T A活動保険について

名称：P T A行事総合補償制度

目的：安心してP T A活動ができるようにするためです。

補償：傷害保険で最高520万円、賠償責任保険で最高3億円

対象：生徒、保護者会員、教職員全員

- (事例)：(1) P T A主催バレー大会で転倒し、骨折、入院
(2) P T A総会に行く途中の交通事故
(3) P T A総会の会場作でけが、入院、通院
(4) P T A主催ソフトボール大会でガラスを破損、弁償
(5) P T A主催スポーツ大会で学校から借りた道具を破損、弁償

加入：P T A単位

保険料：P T A一世帯当たり年間300円程度（P T A会費に含まれます）

保険期間と会社：7月1日より1年間、損害保険ジャパン日本興亜株式会社

＊＊事故が発生したときの手続き＊＊

事故が発生したら、ただちに役員までお知らせください。

[事故報告] 次のことを連絡します。

- 事故日時・場所・事故発生状況
- 受傷者の氏名・住所・年齢・連絡先・被害者名・加害者名・損害の程度・借用先等
- その他の必要事項

[請求手続] 以下の書類が必要となります。

傷害事故の場合

- 保険金請求書
- 事故確認書
- 診断書（専用）
- ※通院10日未満は診察券コピー・自己申告書でも可
- 死亡診断書
- その他必要書類

賠償責任事故の場合

- 保険金請求書
- 事故確認書
- 示談書
- 診断書・医療費明細
- 写真
- 修理見積書
- その他必要書類

→ 報 告 →

P T A ← 必要書類（専用用紙）送付 ← 損保ジャパン日本興亜

→ 書 類 返 送 →